



料金受取人払郵便

水口支店承認  
134

差出有効期間  
平成27年5月  
31日まで  
(切手を貼らずに  
お出しください)

5 2 8 - 8 7 9 0

(受取人)  
甲賀市長 行

甲賀市水口町水口六〇五三番地

市長への手紙

(山折り)

住みよいまちづくりのため、  
皆様のご意見をお寄せください

## 市長への手紙

子どもから高齢者まで、皆が元気な生活に幸せを感じることのできるまちを作っていくため、市政に対する市民の皆様のご意見やご提言を募集しています。

皆様の積極的なご意見やご提言を「市長への手紙」でお寄せください。いただいたお手紙は、市長が読ませていただき、必ずお返事をさせていただきます。

「市長への手紙」は、これまで平成22年度に214通、23年度に73通、24年度に69通いただきました。

寄せられたご意見は、本紙やホームページなどに掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。(個人情報取り扱いには十分に注意いたします)

「市長への手紙」は、このページの用紙をご利用いただくか、広報課、または各地域市民センターでお求めいただけますので、お気軽にお尋ねください。

問い合わせ  
広報課 広報公聴係 ☎65-0675 / ☎63-4619

水口税務署  
からの  
お知らせ

## 記帳義務が拡大

法律の改正により平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要になります。

※対象となる方は、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。所得税申告の必要のない方も対象となります。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

### 記帳説明会のご案内

平成26年1月から開始する記帳制度拡大に向け、次のとおり「記帳説明会」を開催いたします。「記帳説明会」では、記帳・記録保存制度の概要や記帳方法等についての説明を行います。どなたも参加できますので、ぜひお越しください(申込不要) 次回は平成25年1月上旬の開催予定です。

開催月日	時間	場所	講師
6月26日(水)	第1回 10時~12時	水口納税協会 3階会議室 (税務署の横)	税理士
	第2回 14時~16時		
6月27日(木)	第3回 14時~16時	湖南市商工会 (サンライフ甲西)	

※26日・27日いずれも、説明会の内容は同じです。

問い合わせ  
水口税務署 個人課税部門 ☎62-0314(代表) ※自動音声によりご案内しています。アナウンスに従い操作してください。

## 刃物など 危険物のごみの出し方について

市内で最近、子どもが刃がむき出しのままの状態でごみに出された刃物を誤って触り、手を切るけがをしたという事例が発生しました。



▲金属ごみに交じり、刃がむき出しの状態に出されている包丁

市では現在、包丁やナイフなどの刃物を「金属ごみ」として、カミソリ、カッター刃などの小さな刃物は「埋立ごみ」として分別回収を行っています。そのため地域では、刃物を指定日に分別かごに出していただいておりますが、刃がむき出しの状態に出されることも珍しくありません。事例のように誰が触るかわかりませんし、回収や分別作業時も危険です。

刃物などがををする恐れがあるものを出される際には、紙などでくるみ、品名を表に書いて出してください。また、管理上の問題から、回収日にごみを出してください。



▲刃物などの危険物は紙などでくるんだ上、品名の明記を

問い合わせ  
生活環境課 廃棄物対策係  
☎65-0690 / ☎63-4582

## 介護保険料 生活困窮などにより減免

介護保険料の納付が困難で、次の①~③に該当する場合、介護保険料が減免されます。

- ① 不慮の災害等により生活の基盤となる資産に甚大な損害を被った方
- ② 事業の休廃業、失業、疾病・負傷等より収入が減少し、生活が著しく困難になった方
- ③ 恒常的に生活が困窮していると明らかに認められる場合で、次の要件をすべて満たす方

### 【要件】

- 世帯員全員の市民税が非課税であること(介護保険料段階が1~4段階の方ただし、生活保護受給者でない方)
  - 世帯員全員の前年収入金額の合計額が100万円以下であること。ただし世帯員が複数いる場合は1人増加する毎に40万円を加算します。
  - 市民税が課税される方と生計を共にしていない方。
  - 市民税が課税される方に扶養または援助を受けていない方。
  - (金銭的な援助だけでなく、住まい・食事の提供・公共料金の負担等あらゆる経済的な面において扶養援助を受けていないこと。)
  - 世帯員全員の預貯金等の合計額が100万円以下であること。
  - 世帯員全員の資産等を活用してもなお生活が困窮していること。
  - 介護保険料の滞納がないこと。または、分納誓約等を履行していること。
- 詳しい要件、申請方法、添付書類等は、長寿福祉課介護保険係までお問い合わせください。

問い合わせ  
長寿福祉課 介護保険係  
☎65-0698 / ☎63-4085

- 下記のとおりに封筒を作ってください。
- ①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。
  - ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
  - ③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。